ロシアで「非友好国」の知的財産権は 保護されないのか





著者:黒瀬 雅志1

Vladimir Biriulin²

A. ロシアにおける最近の知的財産問題

ロシアのウクライナ侵攻後、日本の知的財産関係者の間で、ロシアの「非友好国」リストに含まれている日本の知的財産権は、ロシアにおいて保護されないのかという漠然とした不安の声が聞かれる。

この不安は、2022年3月に下されたPeppa Pig判決と、同じく3月に公布された法令第299号が起因しているように思われる。

- (1) Peppa Pig判決(キーロフ仲裁裁判所、2022年3月3日判決、Case A28-11930/2021) 「非友好国」の企業による賠償請求は権利濫用である。
- (2) 法令第299号 (2022年3月6日公布) 政府が強制実施許諾した場合に、実施権者が特許権者に支払うべき対価について、「非友 好国」の特許権者に対しては支払わなくてもよい。

Peppa Pig判決の顛末を紹介するロシア弁護士であるウラジミール・ビリューリン氏の論文に 関連して、まずは不安が生じている要因について整理し、ロシアの現在の知的財産権保護の状況 を確認する。

ロシアのウクライナ侵攻に対して、米国をはじめとする多くの国々がロシアへの経済制裁を行っている。ロシア政府は、この他国からの経済制裁に対する対抗措置として多くの「対抗措置法」を公布している。この「対抗措置法」において、法令299号の他に知的財産権保護に関係する規定は見当たらないが、外国企業から知的財産権の侵害で提訴されたロシア企業が、その抗弁として、次に述べる法令79号を根拠に、「非友好国」の企業である原告が侵害訴訟を提起することは「権利濫用」であると主張する事例がいくつか見られる。

¹ 弁理士 黒瀬IPマネジメント

² ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

【知的財産訴訟において裁判所で引用された対抗措置法】

① 「反ロシア制裁に関与する米国、その他の諸国および国際機関による敵対行為に対する特別 経済措置の適用に関する法令」(法令第79号、2022年2月28日施行)

この法令は、外貨販売収益要件、外貨収入販売に関する義務、外貨販売特別措置、外貨関連規制など、外貨の管理について定めたものである。知的財産に関しては全く規定されていないが、Peppa Pig事件の第1審判決で裁判所が判決の根拠として引用した。

② 「特定外国債権者に対する債務返済義務の一時的手続きに関する大統領令」(大統領令第95号、2022年3月5日施行)

ロシアの法人、個人が特定の外国債権者に対して債務を負っている場合、ルーブル建てで返済することを認めるとしたものである。この法令に「非友好国リスト」が添付され、日本を含む48カ国が掲載されている(2022年3月5日付連邦政府指示第430-r号)。

【知的財産保護に関係する対抗措置法】

「強制実施権の対価に関する法令」(法令第299号、2022年3月6日施行)

民法典第1360条に基づき、政府が特許権者の同意なく強制実施許諾した場合、特許権者に合理的対価が支払われる(同条1項)。その支払うべき対価の額の計算については法令第1767号(2021年10月18日付ロシア連邦政府令)に規定されている。

法令第1767号

- 1. 本方法は、ロシア連邦政府が特許権者の同意なしに発明、実用新案又は意匠を使用する決定を採択した場合に特許権者に支払うべき対価(以下、「対価」という)の額を決定する手順及び対価を支払うための手順を定めるものである。
- 2. 対価の額は、特許権者の同意なしに発明、実用新案又は意匠の使用権を行使した者が、それぞれの発明、実用新案又は意匠が使用された商品の生産及び販売、仕事の遂行及びサービスの提供による実際の収入の0.5%とする。

(日本語訳文: JETRO デュッセルドルフ事務所)

今回の法令第299号は、法令第1767号2項に対し、以下の内容を追加するものである。

法令第299号により追加された内容

ロシアの法人や自然人に対して非友好的な行為を行った外国に関連する特許権者(その特許権者がそれらの国の市民権を有している場合、その登録地、先取的な事業活動の地、または活動から得られる先取的な利益の地がそれらの国である場合を含む)に関して、対価の額は、発明使用権を行使した者の実際の収益の0%とする。

(日本語訳文:JETRO デュッセルドルフ事務所)

この法令第299号は、特許権(発明特許、実用新案特許、意匠特許)を対象としており、商標権、著作権は対象となっていない。また、知的財産権の侵害に対して損害賠償請求権を認めないというものではなく、強制実施許諾に対する対価の算出方法を、実施者の実際の収入の0.5%から0%にするとしたものである。

また法令の対象となるのは、強制実施の許諾に対する対価であり、一般の特許権侵害を対象としたものではない。特許権の強制実施許諾が認められるのは、「国防及び国家安全保障並びに住民の生命及び健康の保護に関連する極度な緊急時」においてであり、疫病の感染拡大などにより

国民生活に深刻な影響を及ぼすと共に、国家安全保障の視点においても重大な懸念が生じることなどが想定されている。

この法令を拡大解釈して、商標権、著作権侵害に対しても損害賠償が認められないとするような推測は明らかに的外れである。またこの法令第299号は、施行されて以来まだ一度も適用されていない³。

【Peppa Pig事件の第一審及び控訴審判決】

(第一審判決)

原告、Peppa Pigキャラクター及び関連する登録商標の所有者であるEntertainment One UK Limited (英国企業)、はPeppa Pigの模倣品を販売するIvan Kozhevnikov (個人事業主) に対し、著作権および商標権侵害であるとして、損害賠償を請求する訴訟を、キーロフ仲裁裁判所に提起した。

キーロフ仲裁裁判所は、2022年3月3日付の判決において、1) 英国を含む外国政府がロシアに対して経済制裁を課していること、2) 敵対行為に対する特別経済措置の適用に関する法令第79号が施行されていること、3) 民法典第10条は権利濫用を禁止していることを根拠として、原告の損害賠償請求は権利濫用に該当するとの判断を示した。

(控訴審判決)

この判決を不服として、原告はキーロフ仲裁裁判所の上訴審である第2控訴仲裁裁判所に控訴 した。第2控訴仲裁裁判所は、第一審判決を破棄し、原告の主張を認め、被告に対し2万5千ル ーブルの賠償を命じた。

この判決において裁判所は、「英国を含め、すべての外国企業の知的財産権はロシア国内において平等に保護される。損害賠償請求は権利濫用にはならない。第一審判決は法律の正しい適用に基づいていない。」との判断を示した。

【Peppa Pig事件に類似するその他の事件】

Peppa Pig訴訟以外にも、被告の抗弁として原告は「非友好国」の企業であるという主張がなされたケースがいくつか見られる。

① 「Angry Birds」商標権侵害ケース(チェリャビンスク仲裁裁判所、2022年 3 月29日判決、A76-42835/2021)

原告: Rovio Entertainment Corporation (米国)

被告が、法令79号に基づき、「非友好国」企業である原告による権利行使は権利濫用であるという主張を、法令79号はその根拠とならないとして退けた。

② 「Robocar Poli」商標権及び著作権侵害ケース(第15控訴仲裁裁判所、2022年 3 月29日判決、A32-52717/2021)

原告: ROI VISUAL Co., Ltd. (韓国)

第一審においては原告の主張が認められたが、被告はこれを不服として控訴した。この際、被告は、法令79号に基づいて、原告の訴訟提起は権利濫用であると主張したが、裁判所はその主張

³ ロシアにおける強制実施許諾の過去の事例については、Vladimir Biriulin「医薬品の強制実施許諾」 (知財ぷりずむ 2022年2月号) に紹介されている。

を認めず原審判決を支持した。

③ 「L.O.L.SURPRISE!」商標権侵害ケース(第5控訴仲裁裁判所、2022年4月1日判決、A51-20464/2021)

原告: MGA Entertainment, Inc. (米国)

第一審においては原告の主張を認め、被告に損害賠償金の支払いを命じたが、被告はこれを不服として控訴した。この際、被告は、法令79号及び法令299号を根拠として、被告の侵害による責務は解消されるべきであると主張したが、裁判所はその主張を認めず原審判決を支持した。

このように、Peppa Pig事件の控訴審判決を待つまでもなく、それ以前から、ロシアの裁判所は、原告が非友好国の企業である場合に、被告が法令79号に基づき主張した「原告の訴訟提起は権利濫用である」という抗弁をすべて否定している。権利濫用という判断を示したわずか1件のキーロフ仲裁裁判所のPeppa Pig事件の第一審判決を根拠として、ロシアにおいては「非友好国」の知的財産権は保護されないとするコメントは正しくない。

また上記③の第5控訴仲裁裁判所の判決では、損害賠償金の支払いに関して、法令299号は法的根拠にならないことが示されている。

【状況の確認 - まとめ】

ウクライナ侵攻後にロシアの裁判所で下された判決においては、外国企業の知的財産権保護に関して「非友好国」であるか否かによる差別的扱いはなされていない 4 。続いてのビリューリン弁護士の論文において紹介されているADMIRALケースは、控訴仲裁裁判所の上訴審である知的財産裁判所の判決であるので、知的財産裁判所が示した、「非友好的な国のリストに含まれているという事実は、原告が自らの主張を証明する義務を免除するものではない」という判示は、今後の仲裁裁判所での訴訟でも採用されると思われる 5 。

また、ロシアから撤退した外国企業の商標と同一又は類似する商標の出願が多数なされているが、ロシア知的財産庁(ROSPATENT)は、従前通りの審査を行い、それらを拒絶している(2022年4月1日付ロシア知的財産庁のアナウンス)。

ロシアに対する経済制裁、それに対するロシア側の対抗措置がエスカレートする中、知的財産権の保護に関しては、関連する条約、協定などに基づき、従前通りの運用がなされている。ロシアに対して経済制裁を課している「非友好国」においても、ロシア企業の知的財産権は保護されており、ロシア企業による出願を差別的に扱っている国はない。「戦争」という異常事態の中、知的財産問題についても様々な憶測情報が流れているが、知的財産担当者には事実を正確に把握し、状況を冷静に判断することが求められる。

(黒瀬雅志)

⁴ 法令第299号が適用されたケースもまだ報告されていない。

⁵ 知的財産裁判所の判決を覆すには、最高裁判所に上告する必要がある。

B. Peppa Pig判決とロシアにおける知財権保護に関連する報道について

私たちは、裁判官に感情的になって傷つけられた哀れなPeppa Pigに同情する記事に出会うたびに、「勝敗は最後までわからない」と繰り返した。確かに、商標権や著作権侵害の主張を退けたこの判決は、控えめに言っても奇妙だ。この判決は、法律のどの条項にも従っていない。しかし、この判決は世界の注目を浴びるに値しない。この判決を紹介するこれらの記事の背後にある意味合いは、ロシアの知的財産権はもはや保護されていないという主張を支持することである。控訴審の数日前にも、さまざまな情報源から、このような態度はロシアの裁判所一般の特徴であり、この事件は、権利者が勝訴した他の多くのPeppa Pig事件の中でも際立っている、という内容の記事がいくつか掲載された。

例外は原則を証明しない。科学の世界では、一貫したパターンを確立するために、多くの実験をしなければならない。法律分野でも同じことが言えるはずだ。Peppa Pig事件の問題を提起した記事の著者が、ある特定のケースをロシアのすべての知的財産問題に拡張していることは残念なことである。

この悪名高い判決の前後にも、Peppa Pigの権利者は侵害者を何度も訴え、賠償金を勝ち取ったが、これはあまりにも日常的なことで、気づかれることなく終わってしまった。ある裁判で裁判官は、非友好的な国に忠誠を誓ったからといって、その国の企業が国際法に反する非友好的な行動をとるとは限らない、と述べた。この不幸な事件が、不本意ながら世間の脚光を浴びることになったのは残念なことである。この判決が有効でないことに気づいた著者はいなかったし、控訴されたことに気づいた人もほとんどおらず、かわいそうなPeppaに涙を流し続けている。

残念なのは、Peppa Pigのケースを説明する記事の著者が、この状況をロシアの知的財産一般に拡張し、このケースの審査が終了するまで待たなかったことである。まるでヘアドライヤーのようなPeppa Pigの鼻は、これまでの違法な判決を吹き飛ばし、せっかちな著者を辱めることになった。



Peppa Pig事件は2022年6月14日に控訴裁判所で再審理される予定であったが、技術的な理由により審理は6月21日に延期された。この延期は判決の内容には影響せず、裁判所は第一審判決を全面的に取り消し、新たな判決を下した。控訴審では、事件を下級審に差し戻すことがよくある。本件では、控訴裁判所自身で判決を下すことになった。新しい判決では、2つの商標と2つの視覚的芸術作品について、原告への損害賠償が認められた。賠償額は25,000ルーブルである。

これ自体金額としては大きくはないが、原告は何百件もの同様の訴訟で勝訴しているので、 Peppa Pig侵害訴訟で原告が受け取った損害賠償金の全体の金額は非常に大きい。さらに、裁判 所は侵害者から5,000ルーブルの裁判費用と50ルーブルの郵便費用(地下鉄の切符代以下)を回 収し、侵害者に事実上の鉄槌を下した。

知的財産と非友好国とを関連付ける事例は、上記の事例だけではない。2022年5月下旬、知的財産裁判所は、商標の不使用のケースを審理した。ある個人事業主は、商標登録第706503号に関して、イタリア国籍のThe Italian Sea Group S.p.A.に対して商標登録不使用取消訴訟を提起した。





商標登録第706503号

商標出願第2021707882号

原告は、この呼称を小型ボートの表示に使用したいと主張した。彼は、商標権者に、予審手続の枠内で譲渡の提案を送ったが、その提案は拒否された。このような提案は、裁判を起こす前に必ずしなければならないものである。

原告は、「admiralpb.com」というドメイン名を所有していることから、この商標の取り消しに利害関係があることを主張した。また、ボートを建造しており、その標章について商標出願第2021707882号を出願している。

裁判所は、被請求人と原告の商標の差異を分析し、類似点と相違点を見出した。原告は、自らの立場を強化するために、係争中の商標の所有者がイタリアの企業であることから、自らの主張を全面的に満たすよう裁判所に要求した。イタリアは、ロシアが非友好的な国のリストに含めている欧州連合の国の一つである。

裁判所は、この主張は手続き上の権利の誤った解釈に基づくものであるとして、これを却下した。ある国が非友好的な国のリストに含まれているという事実は、原告が自らの主張を証明する 養務を免除するものではない。

その結果、裁判所は、原告の主張、商標および名称の使用状況、それらの相違点および類似点を検討した後、第12類の商品に関してのみ第706573号商標の保護を中止し、その他の原告の主張をすべて棄却した。

上記の控訴審判決以前に、「ロシアは知的財産の盗用を合法化したのか」、「新法は欧米企業の知的財産権を剥奪しているようだ」(エコノミスト誌)と題する記事や、同様の記事が各国のメディアに多数掲載されているのを目にした。

事実関係を深く分析することなく掲載された記事が、読者に誤解を与え、知的財産関係者に悪い影響を与えたことは残念なことである。

(Vladimir Biriulin)